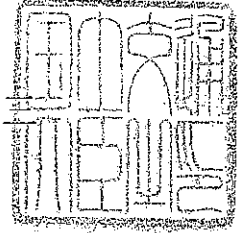


諮問文及び諮問理由

国港総第 1 1 5 号
平成 2 0 年 5 月 1 4 日

交通政策審議会
会長 御手洗 富士夫 殿

国土交通大臣 冬 柴 鐵



交通政策審議会に対する諮問について

港湾法第 3 条の 2 第 4 項の規定に基づき、下記事項について諮問する。

記

【諮問第 6 5 号】

港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針について

【諮問理由】

港湾法第 3 条の 2 第 4 項の規定に基づき、港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針の変更に関し、貴審議会の意見を伺いたく諮問するものである。

諮問理由

アジア地域が目覚ましく発展する中、我が国産業の国際競争力強化や国民生活の質の向上を図るためには港湾の一層の機能強化が必要である。この観点から貴審議会において政策の方向性等についてご議論頂き、平成20年4月、「我が国産業の国際競争力強化等を図るための今後の港湾政策のあり方」に関する答申を頂いたところである。

また、平成17年には防災分野、環境分野及び維持管理分野においてそれぞれ政策の方向性等に関する答申を頂いており、それらを踏まえ、所要の取組を進めているところである。

「港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針（以下基本方針という。）」は、国の港湾行政の指針として港湾法に基づき国土交通大臣が定めるものであるが、上記答申で示された港湾政策の方向性等を盛り込んだ基本方針とするため所要の変更を行う必要がある。

こうした状況を踏まえ、今後も、港湾が、国際競争力を備えた活力ある経済社会の構築や、国民生活の安定等に貢献していくため基本方針を変更することと致したく、貴審議会に諮問するものである。